

男鹿市告示第91号

男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月25日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、米価等の高騰に伴う介護保険施設等に対する緊急的な支援を目的として、食料費を補助するため、男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助対象施設は、令和7年6月1日時点で介護保険等の指定を受けて運営を継続している市内の次の施設とする。

施設区分	サービス種別
入所系	介護老人福祉施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	介護老人保健施設
	介護医療院
	認知症対応型共同生活介護
	特定施設入居者生活介護

	地域密着型特定施設入居者生活介護
	短期入所生活介護
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
複合系	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
通所系	通所介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	通所リハビリテーション
備考	<p>1 指定管理の施設は、補助対象外とする。ただし、指定管理料の発生していない施設は、補助対象とする。</p> <p>2 空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所は、補助対象外とする。</p> <p>3 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は、補助対象外とする。</p>

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、施設区分ごとに次の基準額とする。

対象区分	施設区分	基準額
食材料費	入所系	定員1名当たり5,000円に令和7年6月1日時点の定員数を乗じた額
	複合系	宿泊サービス定員1名当たり5,000円に令和7年6月1日時点の定員数を乗じた額+通いサービス定員1名当たり1,650円に令和7年6月1日時点の定員数を乗じた額
	通所系	定員1名当たり1,650円に令和7年6月1日時点の定員数を乗じた額

備考	<p>1 複数のサービス種別を運営している施設は、サービス種別毎の基準額を合算して申請することができることとする。</p> <p>2 食材料費は利用者に食事提供している施設に限る（おやつや飲み物のみの提供は除く）。</p> <p>3 同一市町村内で複数の施設を運営している場合は、各施設毎の基準額を合算して申請することができることとする。</p>
----	---

4 新規開始、休止又は廃止により、令和7年度における運営期間が5か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて6で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

（交付の申請等）

第4条 補助金の支給を受けようとする助成対象施設（以下「申請者」という。）は、令和7年7月4日までに、男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 施設別申請額一覧

(2) 施設別個票

2 前項に規定する交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員等が関与している施設

(2) 令和7年6月1日時点で、休止又は廃止を予定している施設

(3) 他の自治体から施設運営のための食材料費の補助を受ける施設

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な

資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定をする場合において、必要に応じ次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に係る証拠書類等については、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和7年9月30日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、第3条の表備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。ただし、あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を食材料費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項に規定する交付の決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、前条第3項の規定による額の確定後、補助金の交付を受けようとする者からの請求に基づき、令和7年9月30日までに交付するものとする。

2 前項の請求は、令和7年7月11日までに請求書(様式第4号)を市長に提出して行わなければならない。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命

ずることができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月25日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、なお効力を有する。